

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 7 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業が行われた場合の
生活保護業務における学校給食費の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和2年2月28日元文科初第1585号文部科学事務次官通知）が発出されたことによる本年3月2日から春季休業の開始日までの間の臨時休業期間にかかる生活保護業務における教育扶助の学校給食費の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策により小学校等において臨時休業が行われた場合の生活保護業務における学校給食費の取扱いについて」（令和2年3月13日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「事務連絡」という。）によりご対応いただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

これにより、緊急事態措置区域内の市町村の属する都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、学校等を管理する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止の措置を講ずるよう要請することができることとなります。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部に限る。以下「小学校等」という。）が臨時休業となった場合（緊急事態措置区域外における小学校等も含む。）の生活保護業務における教育扶助の学校給食費の取扱いについては、事務連絡に準じて取り扱うこととしましたので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。